

明治元年といふやうの五月

平朝臣玄道記

淺間大神御傳畧記

木野戸勝隆謹記

木花之佐久夜毘賣命と稱奉る大神ハ伊弉那岐大神の火
 神迦具土神を三段又斬給ひ一其一段又生坐る大山津見
 大神此御女坐てその御名義を記傳ふ木花ハ字此意此
 如し佐久夜ハ開光映の伎波字切めて加ふるを通て久
 と云ふ若子を和久若万木花中又櫻を勝れて義を
 故に珠又開光映てふ名を負て佐久良とハ云り夜と良と
 横通音あり小兒のいまだ舌のえよくと回らぬ頃の話不
 知夜と云ふこれ能く然れ此御名も何の花とハなくた
 ら通ふ音ふれハあり

○御傳畧記

○

今の霧ノ降著リてやがて此処ニ皇都ヲ真定シたまひて。
天下治者ニけるを。遂後ニ笠沙御崎ニ遊幸シ時ニいとカ。
義少女ノ行逢ル不レ汝ハ誰ガ女ト問ヒ給フ。
の昏姻ニ氏ノ姓ヲ探ル本ノ縁ヲ皇大神ノ道ニあリけ
る上ノ代ハ大后ハいと重キ御事ト給ヒて皇神等。
皇子皇孫等の御子ヲあらでテ立セ給フことハをサくア。
りテ銚屋翁ノ委ク説レたるガ如シとテ天皇ノ御上ノの
を掌り後ハ治部省ヲして此を正シさシめ給ヘる職。
令ヲ見テ知ベし治部省ヲして此を正シさシめ給ヘる職。
ひる本基ハおクあるベき事アリけりと論レたり吾ハ
大山津見神ニ女ト名ハ木花之佐久夜毘賣ト白シ給ヒ。
皇義麻命ト兄弟有やと問ヒ給ヘバ我ガ姉ヲ石長比賣ト
いふと答ヘ給フ爰ニ皇義麻命然らバ朕汝と目合ヒせむ

と欲ムハ奈何ト詔給ヘバ吾ハ元白サト吾父大山津見神
を白サむと答シ給ヒ一ツバ。
谷重遠モ請シ垂問父者皇勅命不私許嫁真女之辭也といひ。
てふ教誡ありそ此父大山津見神ニ乞フ遣シける時ニ大
く歡ビて其御姉石長比賣命ヲ副シて百取ノ机代の物ヲ
持シめて奉出せり。
の智引出テ物ノ始アリとそノ師説ふ百取云くとあるニ
て其他の種ノの嚴重ナルと説ふと自然ニ聞エたるハ古ノ文
此嫁ある處ありけりと説レると上古より婚祭然る不。
礼喪礼等の儀式あり一事ハ委ク學柱と説給へり然る不。
其御姉ハ甚醜き小因テ見畏て返送り給ヒ。
義記傳ニ堅石常石長久き由ありと説レ史傳ニ御鎮
座傳記朝熊神社の条ニ苔虫神一座櫻大刀子神與合力靈

御傳畧記

石座也とあるも此大神又坐て答生の義ある由すと実
ハ石の精神坐て櫻神小力を合せて木花のおと脆かる
さき書人草の壽命をも頼ひ給ふ因縁をも委く説給ひま
と彼朝熊社石長比賣命伊弉諾命共小力を合せて坐
ませハ伊豆國雲見山小伊弉諾命坐べく福士山石
長比賣命坐を雲見山を石長比賣命と福士山を
伊弉諾命と坐を故をると伊
那那岐神と申して伊那那岐神坐す以類の社の多
るをも思合をべいと説れたり富士山をる小御嶽社ハ
石長比賣命唯其御弟木花之佐久夜毘賣命をのこ留めて
一宿婚つるを是後小木花之佐久夜毘賣命夫神の御前
小參出て吾妊るを今産べき時臨ぬ是天神の御子私
産奉る産き小あらざれを請むと白給ふ時小皇美麻命
嘲笑ひ給ひて佐久夜毘賣一宿よや妊めるそハ朕御子

ハ非ト必む國神の子小あそつらめと詔給ひ一うハ
朕本より朕御子ある事を知看ども但一夜ふりて
故の疑ふ者あらむと慮て衆人小朕御子あるまも亦天神
の一夜又振す一めまも汝靈異ある威あり御子等も倫
嘲けり一なり佐久夜毘賣命甚く慙恨を給ひて一條兼良
と詔給へり且恨宜然と宣ひ我師翁も夫神ハ御兒等
不見二夫且恨宜然と宣ひ我師翁も夫神ハ御兒等
然又持給てむ糲も后神を敷多召し御事ハ常ふれど后神
ハ夫神一柱あらでハ坐さるも神理の道なる事須勢理
賣命の神語歌も我大國主汝おちそハ男といませバうち見
る島の崎ぐさきみる磯の前おちそハ男といませバうち見
我もよ女一あれバ汝をきて夫を若草の妻もたせらめ
を云くと詔給へるよていと一有身させれハ皇美麻命
此大后木花之佐久夜毘賣命の一夜有身させれハ夫神
の怪しめてそハ國神の子よこそと詔給へるふいとく
恨給へるハ畏けれと実よさおけそ御事と思量り
奉らるぞう一さて上代小女神の異夫神御合ませる
そふつ小聞えざる事よて妹能の道のいと正一かりハ

御傳畧記

斯ら此大石神等の秘隨ふる御教化
に因る事こそ有けめと説れ

まこと師此神道の志るべふ婦人の教ハ平田翁の語ハ須
勢理毘賣命此御歌あげて女ハ殊ハ此神ハ誓奉りて
家不在りてハ能父母ハ事へ嫁ぎてハ汝をきて男ハ
夫を夫しと夫を守り夫を後ハ子ハ後ふと西土人
も云る如く生殺意を用ふるおやなく古歌ハ後の世も
是世も神ハ任するや愚ふる身の信ふるらサと談み
心を種とおふ幼き程より殊ハ嚴しく佛法三昧ハ禁制
して意ハ汚る隈をおうぎ身の本祖の本とる正一を直
き道ハ習へと教へ立るぞ女子持とる親の慈愛と云ふ

づくあむ然るは佛法の教へ極重悪人無他方便とて
ふる心ハ実ふさる事と思ひ慈ひて齡は動ゆるまを愚
禰悪ハあまもて行つ然もが不自らも常ハ僻ゆる態
あり犯せる罪の穢るとハ心ハ問て凡知つと下声の
南無佛一誦の題目ハ罪の消滅をべく頼と思ひて改め
ぞりの川柳句ハ六阿弥陀皆まはるハ鬼婆思ひて河上
の縁日ハ我慢婆とふどいへるを然る事とて其方
ふのえ僻之固まり外見菩薩の相をまねび内心夜必の
角をふり齒ぐを嚙て姫を罵り中日ハよめ息の音を
ちつと出しと云る如る老嫗の多きなよく見れば親の
教の悪うり童女ハ人の姫とふり然て姑と成れるふ
りけとあるハいと正一き語とて大くと男子ハ老ぬれ
バやくよ心づよき柔くふらひかるを女子のそハ

いよ、僻を固まりて婦姑を大りと隠して一敵國の
如くて川柳点とすこと六あみだよめのうたさのをもて犬
所とも法談を聞とよめをいとりし

猫此相仇こあふ状ふるハ。その性とハ云も然、主とそ
の父兄此訓の足らぬるふおそ。されを或人の云女人ハ。
古ハ王后さへ手づから蠶繰くりて。衣服を作ると云至。
況以下の人聊怠るべからず。物茂卿ハ昔ハ衣服を作り
あり或後の妍くて。作給へる御衣を。存家の婦女と羨麗
見たる事ありと。政談書けり。縫わざを勤め早く起
を好まむ。遊戯を樂まむ。機かり縫わざを勤め早く起
き。勉く寐て。辛苦を自さるハ。女の生理あり。ま何事も。
穩便は貞信ふる様と教ふべし。侍てハ成長の後他の
婦と成ても舅姑よく事へ夫又従ひ下女までおあつ
けて家内を和げ調へ長く繁昌の基とも成ぬべし。ま

女子此教へおそ有まほしけれ。律令も。七去三不去を
大法といつり。女を生れつきて。けそら装束のたしな
ハ有ものなきども。先ぬおきおさほ。つらつを。物いひ。賤
からぬおそ。おくむく。うらめ。三従を違へ。身持閑ま
して。言を多うらぬ。いむで叶ぬ事ある。ときくといひ。
少のこふ腹を立。人の善悪を聞流し見流し。益もふそ
口をきかぬ。月花の詠め。雨風のけしき。物語りて。夫
は隠事なく。諫めてよからむと。く返す。返す。度も諫
むべし。されど人の善悪を告よと。非は。一度物を隠
まと思はれてハ。萬疑をゆるも乃也。嫉妬の心ハ。いづれ

も有ものふれども。妬深くいひ過めまば。家を破り。身も
禍を取るもの也。女の業ハ。縫物喰物を本として。家を調
ふるハ。一道也。舅姑の親友どちで。大切まをづ。親む
ハよからに交りハ遠くして。万ハ疎畧ふを危うらず。ま
た夫婦と成てハ。かたをれ如く心隔てむハあ。西明寺
の歌此如く。心許をふと心得てよ。惡心ある女ふらむ。
とくさるべ。そふほどあらば親くをん。又女を僻
て。諱。のほつきよりも。心の直く正しきぞいと。男
ハ外を勤めて。女ハ内を治むるも。此ふれば。人の家ハ齊
ざるも。大りと女のまざぞか。とも云りて。委く説記

されり。本書小就て見べ。

吾妊める御子。若國神の子からむハ。産おと幸から。安
小天神の御子。坐ば。必も幸からむ。と誓ひ坐て。即ち無戸
ハ。尋殿を作りて。其殿内小入坐て。土もて塗塞ぞて。産む時
小方りて。その無戸室小。火を著て。ふも産坐ける。その火ハ
盛小。燒る時小。坐る御子ハ。火須勢理命小。や。此ハ。年久
り。次小。炎の衰りて。火熱を避る時小。坐る御子ハ。火遠理
命小。坐る。此御子等ハ。火もえ害くま。ま。御母も少。損ハ
え給ハ。さりき。此時の御縁。不困て。安産を守護。
ま。火難を防。給ふ御事あり。
ま。此御子の坐る時小。竹刀を。其臍帯を截ま。竹刀

藤帯を切る事後、世まで例と成れる事。師翁の古記に拠りて、神輿翼ふ委く記されたり。その棄たる竹刀、終に竹林と成て、彼処を竹屋といひ、薩摩国川辺郡の山脈内、山田村の山の半腹に、此遺跡ありて、今も竹屋郷といひ、神代竹といふ竹林ありと、委く白尾氏の名勝考より見ゆ。浦と大神良田を卜定め給ひて、彼名田に稻をまて。天甜酒を醸し。此いすくと多量米酒とも云て、美味酒の義も御霊神、津浪田の稻をまて、飯を為て、嘗て給へり。史傳に給へり、御子等も御自ら恙あかりし事を悦び給ひ、珍味物どもを備へて、神も奉り、人をも饗し、御自ら御食まじ、御子を饗ひ給ふ事ありと説れり。後、世の産養まこと七夜祝の盃、饗るをいとぞと有て、此火遠理命、後天津日嗣治看して、天津日高日子穗々手見命と稱奉りて、其御子鶉草草不合命、其御子神

倭伊波禮毘古命、神武より、其御子孫の次々、今上天皇まで。皇義麻命の御天降より、今年明治九年まで、皇祖天神の神勅の如く、無窮不天、下治看を御事あるへ、いと羨く恐きおとぞか。儲我お日の本に倭國の鎮めと、天地比分れし時、由、神さび立る。富士の高嶺に、木花之佐久夜毘賣大神の鎮座坐を事ハ、吾師翁の説小、三柱の天皇命、手見命、鶉草草不合命の國造坐大神の大宮所と定奉置し、地、大、鎮賜へて、永く西國、總峯、其宮に、天下治看し、事ハ蓋天照坐日大御神の御生ま、地、よて、元より幽契あるとハ、論ふまで、あく、けと漢國を始め、他は万国をも、兼知看をべ

を神御量カミハカリふて。それごとく天皇祖神の大詔を畏奉りて。万國の人民オホミタカラをめぐり。うつくりく。思存オモヒタマフしての御舉ミツケよぞ有ける。されどかの太后オホギサキをバ。東國不遣ツグ一置オさせ給ひけむと覺ゆゆ微オホシありとて。因造坐大神の越國の鎮衛チンヱとて。意支都事オヒサツすく神功皇后の御妹ミメを九州に置給ひ。後の御委オミく論ロひ代シに。三大守を置給ひ。事コトおど敷シ多タ引ヒ出デて。給へるを常陸風土記ヒメナに。昔祖神尊巡行諸神之處到駿河國福慈岳フクジノタケ云く。更登筑波岳ツクハタノタケ示請容止シモツケヨメとあるハ。六人部是香主ムロベノシ此考カ不ス皇義麻迹スメミマと。藝命ゲノミコトと。太后木花之開キハ邪毘賣命サヤヒメノミコト不坐スとべーと論ロ辱シるハ。師翁シロコも然サレ説コトふりと説イハれし依ヨリて按オモへバ。當昔トシノカミより神隨鎮座カミナガラを御事ミコトとぞ思奉オモヒタマフらるゝか。富士古縁フジノコノキ起オキる。古老コノロ

傳云ツトヘ昔大綱里オホノカミ有ア老翁オホノコ與ト鷹トビ共居ト翁愛鷹オホノコトビ鷹飼トビノケ犬イヌ後住ノチノミ乘馬ノリウマ里ノ作シ箕ハシ為シ業ノ竹節タケノフシ中得ナカニ一ヒト女メ其長ナガシ一寸餘ヒトツチノヨリ前マエ之ノ數タビ綿ワタ養ヤシ之ノ經ノ十六月ジュウロクツキ漸シタカ長ナガシ成ナリ能シ行ユク歩ツク容ヨロシ兒コ端ハシ嚴シ言語コトバ和雅ニギハヤシ云イハく。于コノ時トキ女メ語コト父母オヤノボ曰イハく。我オレ久キウ不可イカ住ス。今イマ我オレ登ノボ山ヤマ去ク云イハく。乃ソレ上ノボ富士山フジノヤマ入イリ巖イハ岫ノ云イハく。是コノ曆リキ二十ニ四シ年ネン記シ曰イハく。我オレ號ナヅケ淺間アサマ大神オホノカミ云イハく。されど頂上タカノウミハ。幽宮カウノミヤと記シせるハ。謬説オモシロシとて取トルまたらば。おそハ。古コくよヨ金カネおけり。初ハジメら米コメと。殊トふ御社ミヤとしてハ。ちく。内院ウチノイハと称イハふ洞穴オホラノアナを。大神オホノカミの御座所ミマシロとぞ。詣ユキる人ヒト毎ヒトハ。禮拜レイガむ事コトふて。そ。茲ココ南方ミナミノカタハ。鳥居トリノイハの立タテる所トコロ。村山ムラノヤマ大宮オホノミヤ口クチより登ノボる者モノの拜所イハレふて。吉田ヨシダ須走スソ口クチより登ノボる者モノ。北キタ方カタハ。立タテる鳥居トリノイハの所トコロまで。拜禮レイガむ事コトあり。然シカるを。即ツレ今イマハ。頂上タカノウミハ。ふる淺間アサマ岳ノ也ナリ。叔オヤジ此コノ神カミ山ノの事コトを記シせる書シヤクどもハ。世ヨハ。數タビ多タあれハ。其ソノ中ナカハ。委オミさハ。駿河新風土記スズマノフジノフシノキ云イハく。

まど式をる御社ハ八代郡一宮村に坐て今も國幣中社小
列あり給へり此も叢記に社記に垂仁天皇八年乙亥始て
神山の弊を祀らる(今此処を山宮と稱ふ本社の東二十町
許の地あり)清和天皇貞觀七年十二月九日今の地遷
奉るといへり按此ハ河口村の社の事な混せて誤るふ
らむ三代実録に貞觀七年十二月廿日於山梨郡致祭淺間
明神一同一代郡とあるハ即此一宮にて古昔ハ此辺ハ山
梨に隸す河口ハ八代に屬す一宮を斯くハ富士山の暴火
に燃て河口に社を立て此社を祭られ一時今の地へ遷せ
りちらむと記せりま吉田ふる御社ハ社記に本京推
木夫江間義時貞應二年又建立と記し今の社ハ元文三
年又行者光清と云者の今志を募りて再建せるなりとぞ
と勝山記に文明十一年庚子三月廿日富士山大鳥居立
とあれハ彼処の大鳥居ハ棄ら此祠の爲に建しハ非ト
ぞ先是彼國司言往年八代郡暴風大雨雷電地震雲霧杳冥
難辨山野駿河國富士木山西峯忽有熾火燒碎巖石今年八
代郡擬大領無位伴直真貞許宜云我淺間明神欲得此國齊

祭頃年為國吏成凶咎為百姓病死然未嘗覺悟仍成此恠須
早定神社兼任祝祢宜潔奉祭真真之身或伸可八尺或屈可
二尺變體長短吐件等詞國司求之卜筮所告同於許宜於是
依明神願以真真為祝同郡人伴秋吉為禰宜郡家以南作建
神宮且令鎮謝雖然異火之變于今未止遣使者檢察埋刻海
千許町仰而見之正中最頂飾造社宮垣有四隅以丹青石立
其四面石高一丈八尺許廣三尺厚一尺餘立石之門相去一
尺中有一重高閣以石構營彩色義嚴不可勝言望請齋祭兼
預官社從之と見ゆ史傳に郡家以南作建神宮とあるハ國
之正中最頂飾造社宮と有るハ彼刻海と銘け氷海を千
町許り埋たる其頂上なる所ふは神の御被成もて其

幽界カミある社宮ヤシロを現アて神威カミの屬ウヂさまをシ給タマへる物
かり然シカれハハ當時トキ二月三月の間マこそ存タけぬ後ノチハハ幽
世カミは歳トシめ給タマひハこと言イふは更マありとて淳ツル和ニ天皇ミコ紀ノ天長テン
九年シユ五月イツの蒙カり伊豆イツ国ノ磐城イハ郡ノ坐イを伊イ古コ奈ナ比ヒ咩ミヤ神ノの神
宮ヤシロ二ニ院ニを現アてハ仁ニ明ミヤ天皇ミコ紀ノ承シユ和ニ七年シチ九月クの所トハハ今イマ同ドの上ノ
津ツ島シマに坐イてハ阿ア波ハ神ノの神宮ヤシロ四シ院ニを現アてハ給タマひハ事コトを載ノ給タマへ
るハあハくハをシてハ思オモひハ合アはハと論ロんハ新ニ風フ土ツ記キハハ今イマ精シユ進シン海
の東ト北キ方ハに飾カ造ゾウ社宮ヤシロの跡アトありてハ今イマの俗ソク龍リウ宮キヤウ淨ジユウ土ツとハ噴フか
もハ処トりてハ岩イハ間マに清水シユヰのたハりハとる所トコロらりハ中ナカ間マの岩イハまた
上ノに社宮ヤシロの有アりハ所トコロハハ今イマハハ辨ヘン財サイ天テンを祭マツルると記キせりハまた
枕詞マク燭明抄ソクメイショウ駿河風土記スナガハフツキ云イハ古コ老ロウ傳デンて云イハ昔コトハハをシ給タマへるの
國クニ富士フジと足ア高タカ山ヤマの間マ東ト海カイ道ミチの驛路ヤクヂョウとハあハる横走ヨコシマの関セキと
て侍サマも此コノ二ニつツの山ヤマ間マハハ有アりハけレる関セキの名ナありハ此コノハハ今イマの十
里ジリ驛路ヤクヂョウをシ朝アサ夕ユフに重服オモクサ觸フ微ヱの者モノハハ行ユキかハよハひハけるを
淺間アサマ大明神オホミヤコ厭イヤハハせ給タマひてハ今イマの浮島ウキシマハハ原ハラといイふハる遙ハルカの南ミナミ

海ウミ小浮コウカびありきけるを此コノハハ打寄ウチヨセさせ賜タマひてより今イマの道
ハ出来イデキよけりハと申マシ傳デンへて侍サマるふハと云イハ此コノハハ詞林採葉シリンサイエフ後
た菅原スガハラ孝標タカヒデ朝臣タカヒデ乃ハ女メの更科サラシナニキ日記ニヒギハハ富士川フジノカハと云イハふハ富士
山ヤマより落オる水ミヅありハ万葉マンヤフよハかハく詠イハめれどもハ深フカハ
人ヒトの語カるやうハ一年イツネンおる物モノハハ罷アりハたるハふハ甚シ暑アツかりハハハバ
此コノ水ミヅのつらツふ休ユとハいハ見ミれハバハ川上カハノヘの方カタより黄キあるハとハ此
流ナれハ来キて物モノふハつツきて止トまるハを見ミれハバハ反ホ故コトありハ取ト上ノげテ
見ミれハバハ黄キふハ紙カミハハ丹ニして濃コくハ霰ウレふハ書カれハたりハ奇オくハて見
まハ来シ年トシあるハ屋ヤきハ國クニ等トの叙目ジヨメの事コトをシてハ書カき
明アべハる事コトもハかハきハてハ又マそハつツて二ニ人ヒトをシてハ奇オくハたりハ奇オくハと

思ひて干して蔵めたりしを返る年の司召よ。此文小書れ
た里一も違む。此國の守も在り儘あるを。三月の内小
亡かりてまこと移り替れるも。此傍をかき付られ一人あり
か、此事ふむ有れば。来年の司召をどは今年と。石山小神
神集り行ひ給ふふりけり。珍かふる事小侍ふと語ると
見えたり。又漢籍ふる義楚六帖小。日本國東海中。秦時徐福
將五百童男。五百童女止此國。今人物一如長安。有山名富士
亦名蓬萊。其山峻。三面是海。一面上。脊頂有火煙。日中上有諸
寶流下。夜即上常聞音樂。徐福止此。謂蓬萊至今。子孫皆曰秦
氏云々と有り。平田翁云。富士山の趣を云ふと。大抵ハ合へ
り。上より諸宝の流下るとハ都良香朝臣の

富士山記云くとある。承和年中の事あるを聞傳へて記
せるも。や。日中流下れる。沙石の夜中。却り上る。あとい
今も然して。人の普く見聞する。如く。但富士を蓬萊と
爲し。徐福が子孫。今有りて。秦氏と曰ふと云る。ハ違つり。
とて。徐福が止むれる地を。紀伊國の熊野。ある由。説れり。
藻。草。人の。おろ。つれて。いささくたり。一夜の
間。あがる。と云く。とあり。又富士の事を記せる。遠夷物語
にも。深林中。不時有音樂。或歌舞。声。鶴。山。賊。数度聞之。と見え
予もそを聞る。正し。話を聞持り。まこと。武田勝頼の。黒駒開
関之。願状。も。六帖。と全文ある。此を取れる。かりとぞ。

東鑑小云。建仁三年。六月三日。將軍家渡御于駿河國。富士
狩倉。狩宿村。その陣屋あり。といふ跡ありて。下馬櫻
て。ふ老樹も有り。総國風土記。富士郡。假宿牧あり
彼山麓。又有大谷。穴。爲令見其所。被入仁田。四郎忠常主
從六人。忠常賜御劔。車寶。入穴。今日不歸。出幕下。四日已
剋。仁田。四郎。出入穴。歸參。往還。經。一夜也。此洞。狹。兮。不

能廻踵不意進行又暗兮令痛心神主從各取松明路次始
中終水流漫足蝙蝠渡飛顏不知幾千萬其先途大河也逆
浪漲流失於于欲渡只迷惑之外無他爰當火光河向見奇
特之間郎從四人忽死亡而忠常依彼靈之訓授入恩賜御
劍於伴川全命歸參云々。古老云是淺間太菩薩御在所往
昔以降敢不得見其所云々。今次第尤可恐乎とあり。此ハ
富士郡人穴宿の甲斐通ふ大道の北方お在りてその
穴の状ハ新風土記お前お鳥居あり穴の口お石垣あり
て石階を下りて入る口の徑一間半許入口ハひくく下
入て中三間間ばかり高さも二間許ある中ころもあり
庭と六七尺あるところあり中お六尺四方の屋あり
富士行者の籠る所あり入ると二町をくり穴せほく
て匍匐せざれを入ぐと一いづれの道者もこより帰
りて奥おいるものあり地上お大木を二行おあらべて

その上を歩行ひ若この木を踏たづせを水膝ふ及び其
淺おること水の如しと見ゆ史傳ふ此を愛鷹山の辺お
る由記されとま今川了俊の難太平記ふ其父範圍が
るを違たり。ま今川了俊の難太平記ふ其父範圍が
赤坂此軍終るて後お駿河國を所領お給りて入部せ
る時お富士淺間宮お參詣せしうバ神女お神託して吾
が氏子お欲うりし故お赤坂此軍の時お我が告し事ハ
知れりや。知れりや。と宣ふお範圍座を退きて何事より
覺悟し侍らばと申せば笠幟の事お按せし時お我が赤
鳥を賜ひし故お勝ことを得て此國を賜ひると託宣し
給ふお範圍その時思ひ合せて女の具ハ軍ふる忌事お
るよ。いっで思ひ寄けむ。誠お神の御計ひと信を取きて

子孫も必^ズお^シ赤鳥を用ひよと言ひしより。今川家の武具の隨^ハ一とせはふ。大事の陣ふる度おとふ。女騎あまこ。了俊の夢^イも。人の夢よも見えて。勝利ありしと見え。ほた。元和のところ。山田、仁左衛門長政の。淺間大神の神威^ハより。暹羅國^{シヤムロク}ふて。軍功を得て。其戰艦の圖を繪馬^{エマ}ふ書て。静岡^{シヅカ}ふる淺間新宮へ奉りし事。伊吹^{イブキ}魁^{カミ}ふ委^クく説^{トカ}れ。ま^メと駿河推大納言忠長^{タナガ}ハ。と^シ大神の御答^{ミトガ}崇^{タカ}をうけたり。其^ソと續々皇朝史畧^スふ。寛永八年冬。徳川忠長將獵淺間衆^{マシナカリ衆}諫^{ツツ}曰。自平城帝^{ヘイセイ}叙淺間社^{シヤマノ}。八百歳^{ヤチハチ}於^ニ今^{イマ}矣。神威顯赫^{カミイハシ}。殺生有^シ禁^ヒ。豈^{ナラ}可^ク以^テ為^ス獵場^{リョウバウ}乎。忠長不聽^ス。曰。我是國之主也。鬼神且不得^ズ

違^フ我^ガ乃^チ師衆數萬^シ。合圍^{カウイ}之^ヲ。獲^ト猴^{サル}千^チ二百餘^ニ。其歸^キ也。俄從^ニ輿^ウ中^ニ刺^ス輿^ウ夫^ヲ驚^カ走^ル。乃^チ使^シ從^シ者^ヲ追^ヒ斬^ル之^ヲ。尋^ニ又^チ出^デ獵會^リ天陰寒甚^ク。忠長懟^{イラ}道旁佛舍^ニ。小濱^{コハマ}七之助^{シチノスケ}不^レ之^ヲ知^ラ也。騎^テ而過^リ之^ヲ。忠長怒^ル。小濱覺^シ而^{シテ}來^リ謝^ス命^ヲ。熱^ク茶^ヲ禦寒^ニ。小濱乃^チ俯^シ吹^ク火^ヲ。忠長輒^ニ斬^ル之^ヲ。清水某^ノ進^メ救^フ其^ノ尸^ヲ。更^ニ命^シ吹^ク火^ヲ。柴濕^ク不^レ燃^ル。怒^リ而歸^ル。其^ノ舉^ゲ動^ク如^シ此^ノ識^ル者^ノ知^ル駿河之將^ヲ亡^ス也。此^ノ事^ハ元寬日記^ニも委^ク見^ユ。十^ニ三^ノ朝^ノ紀^ノ聞^クも。為^シ神^ノ所^ニ崇^ム。病^ニ短^ク氣^ヲと有^ルて。其^ノ明^ニ年^ノ上^ノ野^ノ高^ノ崎^ノ一^ノ流^ノされ^ル。遂^ニ小^ノ翌^ノ十^ノ年^ノ九^ノ月^ノふ。十^ニ六^ノ歳^ニ自^ラ殺^スセ^ル事^ヲ。大神^ノ御^ト譴^ガ責^メを蒙^リ。事^ハ炳^ク焉^シ。あ^ハな^ラ畏^レこ^トや。

叔^カ如此^ク尊^クき大神^ノの鎮^シ坐^スを神山^ノふれた。今^ノ世^ノもその頂^ノ上^ニ

小詣る人の年毎小多うはを其初めて参登りしハ。上宮皇太子ミコト小ヤ。太子傳補關記太子傳曆扶桑畧記不見えて今ミコト此事次小役小角あり。靈異記扶桑畧記に見えて其後近衛天皇の久安年中ミナモトノヨシナガ末代ミナモトノヨシナガてふ僧登りて。本朝世記地藏靈軍ミナモトノヨシナガ十上人ともいひて後ふそミナモトノヨシナガ所ミナモトノヨシナガ謂本地説を唱出ハ天狗ニありいどぞ。此より富士行と云ふとも始けりとぞ。さて其後世々ミナモトノヨシナガ立須久義等を數多く彫刻とあどして立置く事とありて。可惜神山の殆佛地のごと成来ふハいとミナモトノヨシナガ慨き事あるを萬古ミナモトノヨシナガ不復らふ御世ミナモトノヨシナガぬる。去ミナモトノヨシナガ一明治七年の七月さ

る穢ふさ蕃神をら放逐ひて幸須久弥の片端をたふあく。被ミナモトノヨシナガひ清めて嶺中ミナモトノヨシナガある淺間岳ミナモトノヨシナガ小。淺間神社と宗奉る御事とあり。たこミナモトノヨシナガ参登る人も弥ミナモトノヨシナガまをくふミナモトノヨシナガ榮行ミナモトノヨシナガおとミナモトノヨシナガ成たるハ。不の禍事ミナモトノヨシナガ小善事ミナモトノヨシナガいつぐ神理ミナモトノヨシナガふていミナモトノヨシナガ不ミナモトノヨシナガ喜悦ミナモトノヨシナガ一き事あらばや。あふ愉快ミナモトノヨシナガをみ。さミナモトノヨシナガ初ミナモトノヨシナガ後来の富士行者ちふ者ハ中ミナモトノヨシナガ古ミナモトノヨシナガよどミナモトノヨシナガ其徒ミナモトノヨシナガよていと名高き者の由ありミナモトノヨシナガ南行ミナモトノヨシナガハ肥前国長崎の産ミナモトノヨシナガふて俗稱ハ長谷川竹茶といひて天文年中の人ミナモトノヨシナガ身ミナモトノヨシナガ祿ハ伊勢国壹志郡川上清水村の産ミナモトノヨシナガふて。扱ミナモトノヨシナガまミナモトノヨシナガと此大神を齋奉る御社ミナモトノヨシナガる。神山の登口ミナモトノヨシナガは麓ミナモトノヨシナガ吉田河口。まミナモトノヨシナガと道路ハ申ミナモトノヨシナガまミナモトノヨシナガすミナモトノヨシナガでミナモトノヨシナガもミナモトノヨシナガふミナモトノヨシナガくミナモトノヨシナガ諸國ミナモトノヨシナガ小いミナモトノヨシナガやミナモトノヨシナガ多く鎮坐せり。そミナモトノヨシナガハ皇都ミナモトノヨシナガある官幣中社梅宮神社。此ミナモトノヨシナガハ式ミナモトノヨシナガニ山城國葛野郡梅宮坐ミナモトノヨシナガり。まミナモトノヨシナガと式ミナモトノヨシナガ小。

伊勢國度會郡朝熊神社此ハ皇大神宮の攝社小坐て六坐

至る道辺の櫻今ハ麻海村より朝熊小

木森坐とを今ハ都布自神社も坐と

また建文年中行事小櫻宮皇神此ハ神宮の蘇會と見え

す大倭國小る其ハ能田大人の神

主の御職修めて吾田津比賣神の命ハ功代物無百首小大

てその御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

を御子等此大神ハその比古運の君ハ真節と諒れ

の事ぞされど餘のさくどりふりやま。上野國。群馬郡。前
よき人よく考へてよとも論れり。橋は城中鎮坐。長壁大神と申す。此大神は坐とぞ。此
橋磨國。饒東郡。姫路の城。さて我が仕奉る駿河國。駿河國。富士郡。淺間神社。名神とあ
る御社。延喜式神名帳。駿河國。富士郡。淺間神社。大。名神とあ
る御社。富士本宮と云ふ。此御社を宮といへる。三代
實錄。東鑑。舊大宮司家。二
歳。元弘年間。の勅書。見え。一品。盈仁親主の文。政二年。五
月。書給。つる。樓門の。寫。も。富士本宮と記し。給。り。又。世。俗
非。ハ。淺間を。字。昔。ハ。仙。元。ま。ど。申。も。ハ。總國風土記。駿河國。富
士郡。の。祭。所。祭。木。花。開。耶。姫。也。活。目。入。彦。五。十。獲。智。御。益。
仁。天皇三年。甲午。八月。祭。之。見。え。一宮記。も。大。山。祇。神。女。
社傳。本。ハ。今。郡。山。宮。村。鎮。祭。を。此。旧。趾。ハ。本。社。より。五
十。町。北。方。不。在。て。今

山宮神社云て本社の概社坐りされど古よりの習ひありて神木を神跡と謂て本殿ハ無く拜殿ありあり
平城天皇の木同年間。現今の地ハ。此ハ大御父神大
を當時今の福地マ遷奉れりとぞ。此ハ式遷坐奉りあり
ある富知神社ハ本社の西北方ハ坐り。遷坐奉りあり
と云り。神社考詳節ハ平城帝大同元年立此社と見ゆ。さ
詔命を蒙りて。御社を造管一とあり。叔御社ハ大宮町の内。
神田町の北側ハ坐マシて。

新風土記ハ云。大宮町ハ。東海道吉原宿より。甲斐國ハい
たる大路の驛場ハ。賑やりふる所あり。神田町。中宿町。
連尺町。青柳町。後宿。東新町。西新町。田宿。立宿。寺地町。後宿
寺地まで。元ハ神領ありとぞ。此ハ他ハ傳馬町。
新宿。下宿。新立町。松山町。音羽町。などあり。東西十四

五町戸一千余ありて昔ハ甲斐國小運送する魚塩を始諸品此所より送り。甲斐より出さる産物も。こゝ不到て商賣して。交易此市をふり所なり。慶長年中富士川の通船始より。塩を舟にて上る事とあり。此道の往來少く。産物も。舟にて岩洲を下る事とあり。云。一、鳥居より二、鳥居までの間左右堤上。まゝ馬場。櫻の並樹あり。接門前。馬場あり。五月五日流鏝馬祭の時馬をの由。て天正十六年。新風土記云。馬場の西の端。小川あり。東岸道の中。一、石あり。此石天正十年。四月十二日。織田信長朝臣甲斐國より歸り給ふ時。腰に掛給ひ。石ふ

り云傳ふ。樓門を入て。左右廻廊あり。中央に舞殿あり。今廻廊舞殿と本宮ハ。二階に作りて。外に類かき作りざまふ。地蔵靈驗記ハ。駿州富士大宮云々。樓閣高く秀で。朱丹霞の道場軒を續。百人十間の廻廊を比。り。事知。末社三の御前社。七は御前社。若御前社。本宮の東西にあり。廻廊を出て。東の方。天神社あり。天正の乱。北條氏政放火。て。本宮焼失せし時。神躰を。此社に移し。祭りし所ありと云。勝隆謹て按ふ。此記ふ。これハ當時御神躰の傳説あり。事灼然あるを。其後ハ。恐くも御神躰坐ざる由申し居。不。去し。明治六年の四月。又も復出頭ハ。れ給へるハ。甚

もく。可畏^{カシコ}まとも可^{カシコ}恐^コる御事ありか。そハ前^{サキ}祓^{ハヒ}宜^{ヨシ}富士、
萬^{マン}の記^キせ依^ヨ物^{モノ}不^フ。辛^{シン}未^ミ年^{ネン}大^{オホ}嘗^{ホシ}祭^{マツリ}班^{バン}幣^{ヘイ}使^シ参^{サン}向^{コウ}の時^{トキ}不^フ。御^{ミコト}神^{カミ}
躰^{タマシ}の尋^{タズ}問^{トヒ}ありしに。山^{ヤマ}宮^{ミヤ}へ神^{カミ}幸^{マシ}の時^{トキ}假^カニ神^{カミ}躰^{タマシ}と崇^{アガ}むる
御^{ミコト}鋒^{ホコ}ある所^{トコロ}とまて。他^{ホカ}ハ神^{カミ}躰^{タマシ}又^{マタ}充^{アツ}べき御^{ミコト}物^{モノ}あき由^ユ。旧^{モトノ}神^{カミ}
官^{カミ}ども答^{コタ}へたり。然^サるハ。従^ツ来^{ライ}本^{ホン}社^{シャ}の樓^{ロウ}上^{ウヘ}へ。太^{タイ}官^{カン}司^シの
他^{ホカ}登^{ノボ}る事^{コト}を許^{ユル}さま。且^ナ慶^{ケイ}長^{チヤウ}九^ク年^{ネン}不^フ。徳^{トク}川^{ケン}氏^シの造^{ツクリ}營^{エイ}より。
寶^{ホウ}永^{エイ}四^シ年^{ネン}山^{ヤマ}燒^{ヤク}の節^{セツ}ハ更^サあり。度^{タク}々^{タク}修^{シュ}繕^{セン}ハあれども。唯^{タリ}外^{ガイ}
装^{ヨソビ}をふまのこみて。内^{ウチ}陣^{ジン}ハ洒^{ハラヒ}掃^ヒもせ。塵^{チリ}埃^{アイ}尺^{シツ}餘^{ヨリ}み及^{ツキ}ふ
程^{ホド}の事^{コト}ありしハ。バある。然^サるふ本^{ホン}月^{ゲツ}二^ニ日^{ニチ}。神^{カミ}官^{カン}等^{トウ}樓^{ロウ}の上^{ウヘ}
下^{シタ}を掃^{ハラヒ}清^{ヒキヨ}むる時^{トキ}不^フ。主^{ヌシ}典^{テン}古^コ屋^ヤ秀^{ヒデ}之^ノゆくりあく。三^{サン}階^{カイ}下^{シタ}の

梁^{ハシ}上^{ウヘ}ハ一^{イツ}管^{ツツ}の打^{ウチ}附^{ツケ}ある。或^ミ見^ミ得^{トク}たり。故^{カレ}皆^{ミナク}打^{ウチ}寄^{ヨリ}て見^ミ奉^{ホウ}
る。表^{ウラ}管^{ツツ}ハ長^{チヤウ}九^ク寸^{スン}余^{ヨリ}高^{タカ}。鼠^{ネズミ}損^{シム}ありて。内^{ウチ}上^{ウヘ}袋^{フクロ}ある。鑿^キ地^チ
に龍^{リウ}の形^{カタ}見^ミえ。納^{ナド}戸^ド薄^{ウス}青^{アヲ}色^{イロ}等^{トウ}の。小^コ管^{ツツ}長^{チヤウ}四^シ寸^{スン}五^ゴ分^{ブン}。色^{イロ}差^サも有^{アル}て。五^ゴ百^{ヒャク}年^{ネン}近^{チカ}き物^{モノ}と見^ミゆ。高^{タカ}二^ニ寸^{スン}五^ゴ分^{ブン}。所^{トコロ}
りて。蓋^{フタ}ハ祭^{マツリ}神^{カミ}富^フ士^シ淺^シ間^{カン}大^{ダイ}神^{カミ}。木^キ花^{ハナ}開^{ヒラ}耶^ヤ姫^{ヒメ}命^{ノミコト}と記^キして。其^{ソノ}
裏^{ウラ}ハ命^{ノミコト}之^ノ御^{ミコト}衣^イ云^ク。神^{カミ}躰^{タマシ}奉^{ホウ}崇^{ホウ}とふ文^{モン}あり。是^{コレ}疑^{ウタガ}ふく上^{ウヘ}古^コ
より此^{ココ}御^{ミコト}神^{カミ}躰^{タマシ}あは事^{コト}繁^{シバシバ}然^{シカ}ちれハ。慎^{ツツシ}畏^{シカシコ}して。此^{ココ}趣^{ソムフ}き縣^{ケン}廳^{テイ}
へも上^{ウヘ}申^{マシ}して。内^{ウチ}陣^{ジン}の正^{マサ}面^{オモテ}へ安^マ置^セ奉^{ホウ}る事^{コト}ハなれり。と
有^{アル}を見て知^チる。魚^{イサ}一^{イツ}穴^{アナ}賢^{ケン}志^シ也^ヤ。

其^カ傍^{カタヘ}ハ神^{カミ}池^{イケ}あり。洞^{ツツミ}今^{イマ}云^ク。風^{カゼ}土^{ツチ}記^キ不^フ。御^{ミコト}手^テ洗^シ、
出^デ珍^{メタ}石^{イシ}奇^キ樹^{ジュ}と見^ミゆ。池^{イケ}の傍^{カタヘ}ハ長^{チヤウ}屋^ヤあり
て。此^{ココ}池^{イケ}あて身^ミ滌^シむる人^{ヒト}の衣^イをぬぐ所^{トコロ}あり。今^{イマ}ハ富士^{フジ}登^{ノボ}山^{ヤマ}

の者ハ皆此池水不入て身滌をふま。其水の清冷ある事。華
不盡難し。此を湧玉池と云ハ。平兼盛朝臣の歌よりて
付し。や。兼盛家集ふ。駿河は富士と云所の池ハ。色ハ赤
る玉をむ湧と云。夫ハ臨時の祭りける日。詠て歌ハ。多
かふ。登ぎ。數ふ。さくらむ。あさほある。御手洗川の底ハ。わく
玉。と見え。今云。兼盛朝臣ハ。天元の比ハ。駿河守ふあり
テ。國中の神拝せられ。由その哥集ふ。あれ
ハ。此時必む御社をも参拜せむ。けむ。ま。新勅撰集ハ。駿河
の国ハ。神拝し。侍りける。富士の宮ハ。よ。奉りける。平
兼盛朝臣。早ぶ。神代の月の。さ。え。め。き。其珠と云ハ。珠玉の
事ハ。非。此水の湧出る事。見て云。る。あり。案。其。去。と
の。如。く。水。玉。の。底。より。湧。立。こ。と。幾。千。萬。の。計。も。あ。く。此。池。流。

忽大川とありて。神田川と云。別當寶幢院ハ。此池の後
り。今云。此ハ高野山宝性院の末派。天文年間中。與僧田
池の流れ神田川とある所。板橋あり。異様ある造り。て。
屋根あり。此橋の上。て。神事を行ふ所あり。今云。此。事
左右ハ。大官司。今云。此ハ孝昭天皇の後。流。和。部。豊。麻
十一代の間。大官司より。由あり。卧雲。日。件。案。主。公。文。鍵。取。
録。此を天下三大官司の一と為たり。案。主。公。文。鍵。取。
供僧數多の宅あり。今云。此。等。も。大。社。頭。ハ。十二勝と云。あ
り。彫華表。今ハ尋常の鳥居あり。紅華梅。社前拜殿。此。東
木。栴。栴。て。儻。不。存。寶。幢。中。有。る。瀧。を。い。ふ。禊。由。森。藪。の。林。ハ
あり。六月廿八日。御田植と云ふ祭あり。此。神。田。植。二。本。余。横
六尺。常。水。あり。此。御。田。植。の。日。湧。出。る。事。例。年。か。た。る。と

ふ。今云。此も神田市。毎年六月廿八日。神田町。市あり。昔
上地と云。此も神田市。毎年六月廿八日。神田町。市あり。昔
今云。此も神田町の信濃國。越後。古の盛あり。神田町。市あり。昔
買ふてふ。童謡の信濃國。越後。古の盛あり。神田町。市あり。昔
去るく。玉泉洞。御手洗川の源。湧玉池を云。明鏡池。樓門前の
ふむ。橋あり。今云。今辨天洲。辨夫祠のある洲を。神立山。御手
ハ及橋あり。今云。今辨天洲。辨夫祠のある洲を。神立山。御手
の上の山を云。風土記不出る山を。御幸橋。今川。架る橋
り。今云。その神多。地山。今森と見ゆ。御幸橋。今川。架る橋
日此橋の上にて神事。萬年杉。甲陽軍鑑。富士の大杉より
あり。今云。此事も。萬年杉。甲陽軍鑑。富士の大杉より
杉あり。往年大風の為。無絲櫻。社前。總て櫻木多。今云。此
掘て。今ハ根の。あり。無絲櫻。社前。總て櫻木多。今云。此
櫻集。四月廿日。あまりの比。駿河の富士の社。ふこもり。こ
侍ける。櫻花盛。見えけれ。法印隆弁。別トの
ねハ。開ける。花の。ならひ。て。是あり。す。富士登山の道ハ。
撫時。一らぬ。山櫻。う。とあり。是あり。す。富士登山の道ハ。
本宮の西より北をさして登る所あり。此道四月十一月。山

宮へ神幸ある道にて。丁町おとに。神幸道幾町と刻する碑
あり。と記せり。近年比ハ
浅間と白を由ハ。古史傳ハ。伊勢の朝熊社を。古くも今も。
常ハ。あさほの社と云ふを。富士浅間をも。阿佐麻と云ふ
ハ。朝熊の省語ありと。前ハ云。る人も有るハ。實不然る言
と通ゆる。彼伊豆國雲見山。坐を石長比賣命。まも。淺
間。神と申せむ。此ハ兄弟二柱。まわさる御称と聞ゆ。俗ハ富
間。浅間。と字音。稱ふを。す。彼伊豆。あるをも。雲見の淺
間。といひ。す。其雲見山。まも。頂上。ハ。葉。といふ。峯。ある
ふ。ども。今。ト。趣。ある。す。伊勢の朝熊山を。常ハ。淺間山
と云。ハ。信濃國の淺間山。ある神をも。石長比賣命。とも。木
花。開。耶。罪。賣。命。と。云。ハ。ウ。つ。其。頂。上。ハ。葉。とい。と。説。れ
ふ。も。有。り。て。恒。又。燒。て。在。ち。ど。を。も。思。ひ。合。を。べ。い。と。説。れ

新風土記アサマも。風土記アサマも。淺宇間カキと書伊勢アサマよてハ。朝熊と書て。口語コトバハ。ともハ。アサマと呼イフ。二所大神宮神名畧記コノナシヤキ。一、名、葦津姫アシヅヒメ。與朝熊アサマ音通コエカヨと見えたれど。アシツマ。アサマの通トぜむと。其語意コトバいかゞあらむ。道雄ミチオ紫ムラサキらハ。アサマとハ。朝曇アサツキの義コトバよて。此山朝ヤマアサの雲氣クモ百變ヒャクヘンして。日ヒにコト全オホトナからざる故ユヅリをもて。然シカ名ナづけけケらむかと思オモ。後ノチハ。伊勢人イセノヒト荒木田アラキノタ末壽スエナガ神主カミハ逢アヒ時トキ。此社号コノヤの事コトハ及びおよびヒ。末壽曰スエナガノイハレ。朝熊水神アサツキノミヅノカミと云ふ神カミも座イハして。水ミヅのく海ウミを云イハらむと云イハり。此説コノイハレいかゞやと不ア審シよて。年月トキを經スるコトハ。去サるコトハ。文政十二年九月。此大宮コノオホノミヤハ

請コトるコトハ。此宮コノミヤの側カタなる神池カミイハを。一、名湧玉池ウツタマノイハと云。其名コノナの如コトく。水玉ミヅタマの湧出ウツデる事コト影カゲ志シく。此池コノイハの流ナガ忽トキち大川オホノカハと云。其水コノミヅの湧出ウツデて流ナガるコトハ。水玉ミヅタマの立タて。煙ケムリり合アヒて。煙霧ケムリを出デるを見て。初ハジメて末壽スエナガの説コトを信シむ。熟コトく思オモへバ。朝アサとイハれル云イハるコトハ。水玉ミヅタマの立タおと。日ヒ光ヒケを帶オビれバ薄ウスくあり。日出ヒデの前マエハ。珠タマ小多オホシけれバアサクマアサクマと云イハるコトハ。然シカレバアサクマアサクマと云イハ。此地コノチ名ナハ。クマクマのククを畧ハブさス。又マタ其コノククをウクスツマウクスツマの横通ヨコトの音ネよて。ウマウマとイハれル呼コトを。風土記アサマハ。其本語コノホノコトバを記シす。伊勢イセよてハ。朝熊アサツキと借字カキを用ヒふコトハ。アサマアサマとイハれル呼コトるコトハ。今イマの大宮オホノミヤの地チの古名コノコトバ。淺間アサマと

云、るが。やがて社号とされる也。斯て此社の攝社未社も。皆淺間社とよび。何の地不遷祭り社も。其名を云事。諏訪春日鹿島三島稻荷加茂の例不令。と云り。扱まると吾師翁ハ。伊勢の朝熊山不。天上より初めて。木華の天降坐。里とあるを。常陸國ふる豊香島宮といふも。天上より遷したる名ありと。風土記小見え。多賀大神。まゝ伊勢高宮も。共不天上ふる宮名を遷せりと聞え。天は坐笠間の神。とある。笠間と淺間と似通ひ。朝熊と朝倉とも似通ひて。朝倉ハ櫻よ由もあれバ。けだり天上の宮名。地。上。不。遷せるよやと思ふも。いかゞあらむ。と説水より。

扱此御社をぞ。朝廷よりいと尊崇給ひ。御事不て。文徳天皇實録。仁壽三年七月甲午。以駿河國淺間神。預於名神。ま。壬寅。特加駿河國淺間大神。從二位。ま。三代實錄。貞觀元年。正月廿七日。甲申。駿河國從三位淺間神。正三位。ま。今六年。五月廿七日。庚戌。駿河國言。正三位淺間大神。大山火。云。光仁天皇。仁和三年。四月六日。己酉。分遣使者奉幣。云。駿河國淺間明神社。ま。左經記。小。後一條院。天皇。寬仁元年。太奉幣使の事を記され。茶。ま。十二月二日。丁卯。雨降。早且。畿内七道。並給。太宰守。使。祿官符。仁。加署。令。渡外記。次。參内。可。覽神實等之由。云。驛鈴。東海道。伊勢國。多。度。尾。張。國。熱。田。駿河國。淺間。伊豆國。三島。云。と見え。駿河國諸郡神。

名帳ハハ。正一位一所。淺間大明神。座富士郡一見えり。類
国史第五十二。別勅神階部てふ物。弘仁二年辛卯。三月十
二日。降河国富士郡。淺間神社叙正一位云くとあれど。偽
書かれバ取らバ。且上ノ舉一正史どももあはれされど。
朱雀院。天皇の天慶三年正月。白河院。天皇の永保元年二月。
崇徳院。天皇の永治元年。高倉院。天皇の治承四年十一月。
月。諸神ハ一階を増奉られ一時。小果り給ひて。遂に極
位ハ至り
給ひけむ。

本國にてハ。殊小尊崇えて。齊奉れる御社。つと多きを。其
ガ中。聞之高きハ。阿倍郡。静岡ふる淺間神社。慶長十一年
詞。清和天皇。御建立也。と見え。神社考。ハ。延喜年中。立
之。自大宮。淺間宮。遷之。故大宮。為本宮。府宮。為新宮。と有り。
今。縣社にて。ハ。富士郡。村山ふる。根本淺間神社。社傳。ハ。
と御崇え坐り。皇の御代。小齋奉り。崇神天皇の御代。又神地。神戸を賜ひ。
景行天皇の御代。俊德命。參拜。給ひ。應神天皇の御代。小

武内大臣。勅仰せて。御社を修營。給ひ。と云り。又元ハ。
富士山の中ら。坐し。を文武天皇の御代。後小角。合
地。ハ。遷奉り。此ハ。本宮の攝社。あり。又。風土記
ハ。村山神社。所祭。別雷神也。湖目。ハ。彦五十瓊瓊。天皇之御
宇祭之。とあるハ。
此社。の末社。坐。また。六所淺間神社。傳法村。坐。
東郡沼津ふる。淺間神社。社。あり。村。あ。座。す。新風土

記。當國七郡の内。此神を祭れる社。志太郡。十二社。
倍郡。八社。有度郡。八社。蘆原郡。八社。安
富士郡。二十六社。駿東郡。四十一社。總て。一百四社
あり。又。此神を相殿。と為。社。ハ。限。一。諸郡神名帳を案
る。正三位十八所。淺間第一。御子明神。本宮の末社。又。第
二。御子明神。此も末社。云。第三。御子明神。此も末社。云。第四。
御子明神。第五。御子明神。第六。御子明神。此ハ。新
田。座。と。第七。

御子明神。此も末社と云第八御子明神。此ハ攝社にて第九

御子明神。第十御子明神。大久保村第十一御子明神。第十

二御子明神。第十三御子明神。第十七御子明神。第十五御

子明神。第十六御子明神。第十四御子明神。第十八御子明

神。此も米宮と坐富士郡。まこと正五位下。富士郡七所の内。少

浅間天神。此も末社にてと見の。此中四・五・九・十二・十三・十

ハ六所浅間神社。まこと其社。よつける。日吉浅間社。原田村

浅間社。八坂瀬村。浅間社。今宮村。浅間社。おどよ坐。まこと

といひ。又或人の。かく數多の御子坐りしハ。古事記書紀

の傳。よ異ふるを如何と問る。よ世上の人。神代紀。よハ。凡

て。神代の神名をあらゆる記。よとるものと思ふから。此

不審あるあり。今代をよて。此を譬へハ。神代紀ハ。役人武

鑑と云も多。如く。政吏ふ何づからぬハ。位高く禄重く。

系譜貴き人も記さざるガ如く。神代紀ハ出たる神等多

く皇統ハ係る神。功用ある神名。おと出て。其事ふるハ記

されど。此十八の御子と云も。さる因無て。其名ハ傳らざ

り。ならむハ然れども。上古の例子と云ハ子孫の義ハ

て。一世を云。称ハ非されハ。此右神の御子孫の神等を云

一ふや。姓氏録を按るふ。火闌降命より出する氏。數多あ

り。皆此神の子孫。よて。そお氏祖なる神等。十八子。よ限

と厳格に鄭重に定めて治め給ひて。官幣社、國幣社の等差を
班定め給ひ、神官等をも。新に任給するを。此御社をば。國幣
中社の列に加へ奉り給ひて。元始祈年新嘗を始め。三十
四度。此内十一月四日ハ。大祭。四月六日ハ。仁和三年ハ。幣を
奉られ。一日。五月五日ハ。流鏑馬祭。全十四日ハ。國幣中
社ハ。列り給へる日。六月廿八日ハ。御田植祭。七月七日ハ。名
神ハ。預り給ひ。一日。全十五日ハ。從三位ハ。昇給ひ。一日あり。
の御祭祀ハ。更あり。日ハ。異に仕奉ら令給ふハ。専ら大御祖
神を尊崇ひ給ふ御事あるハ。申さぬもあふ。天下静寧なり。
萬民平安うれと。深く遠慮ありけりと。恐こくも思
察り奉るふ。いとむく。貴き忝けあき。御事ハ。あふ有けふ。
されば。天皇命の御徳化を蒙る限りの衆庶ハ。下か下まで

も。其宸衷を能く體認奉りて。此大神を敬ひ尊び奉るべき
事ハ。あむ。まこと上ハ。記せる神代の御由縁ハ。因て。安産を守
護給ひ。又火難を禳防給ふ御事ハ。殊ハ。御靈幸ひを請
祈べくも。酒釀業をも主宰給へれば。さる方の幸福をも
祈願べく。殊ハ。本國ハ。一宮ハ。坐し。且御社の近邊の人
々ハ。産土神ハ。さへ坐して。生前現世死後とも。必びそ乃
御恩頼を蒙る事ハ。殊更ハ。敬ひ尊ぶ奉るべき事ぞら
し。あふあふ。一宮神ハ。其國中を總主宰り給ひ。産土神の
の三條大意を初め。諸書ハ。委く説れたり。
明治九年六月廿七日記一をへぬ

明治九年九月出版

愛媛縣士族

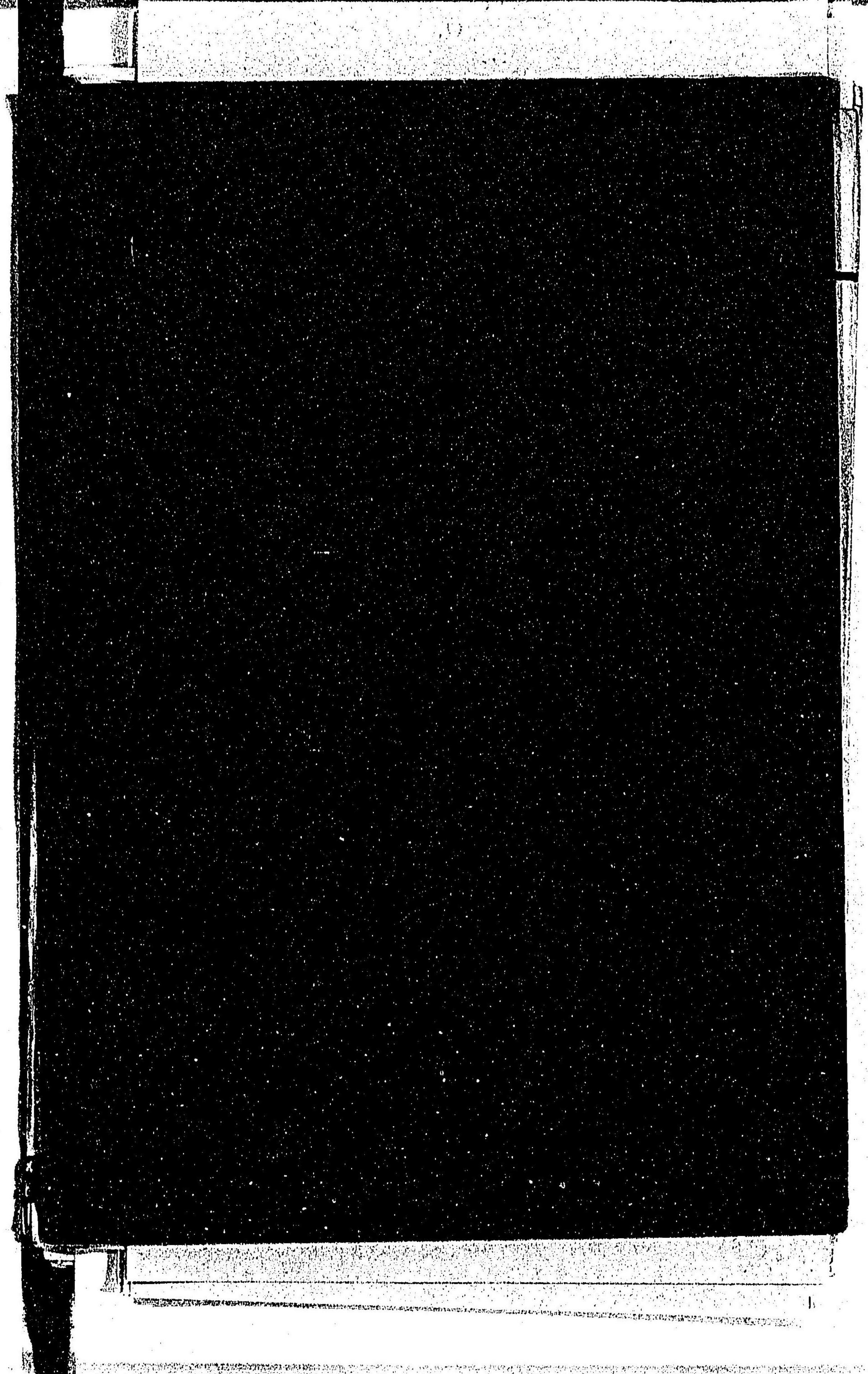
木野三勝隆編輯

静岡縣駿河國富土郡弟天馬町
大宮町二百五十五番地 寄留

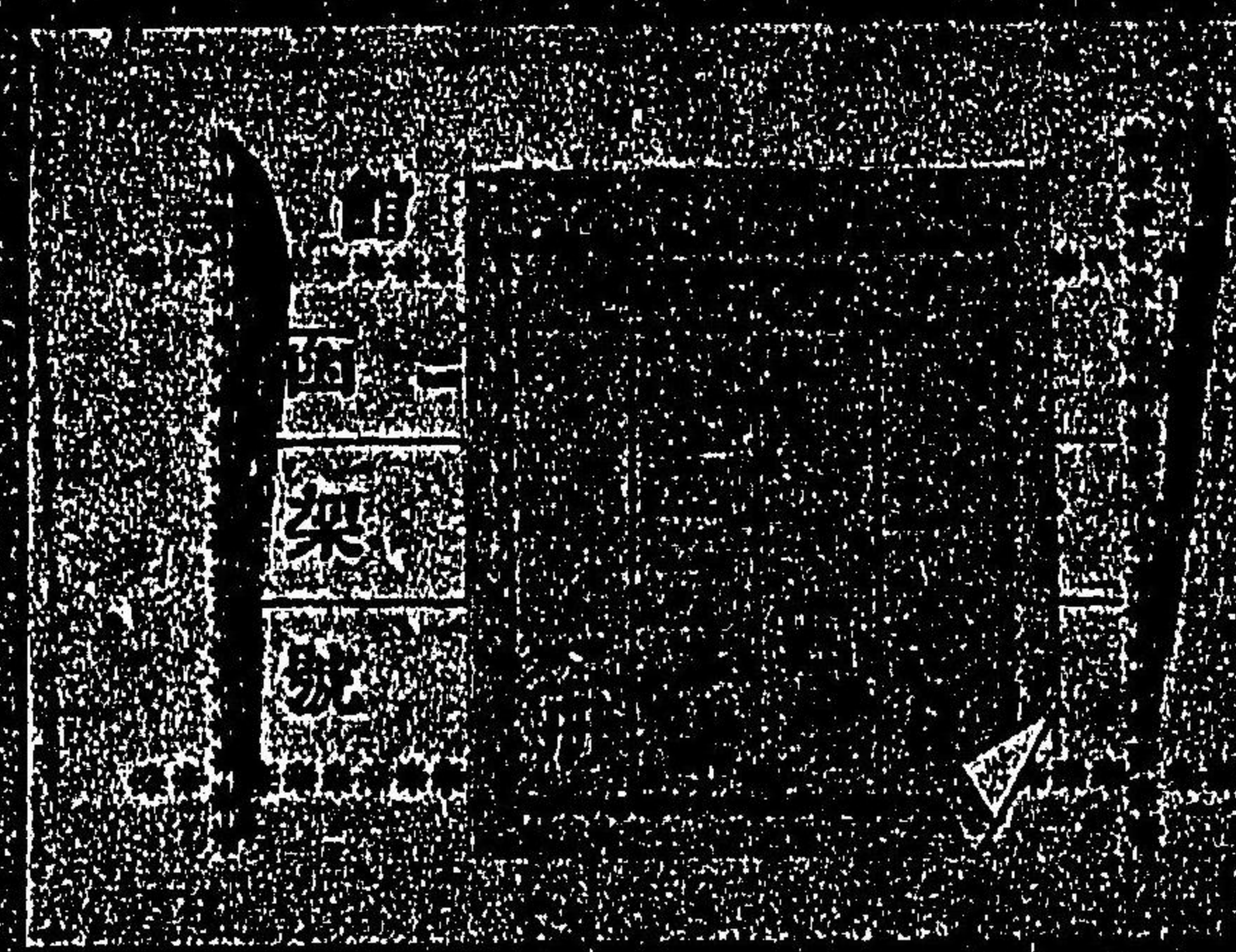
平民

富士宗四郎藏版

同縣同國同郡弟天馬町
村山村 居住



特35
825



013794-000-3

特35-825

浅間大神御伝略記

木野戸 勝隆 / 記

M9

ABB-0003

